

新	旧
<p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 1 装備要件 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項)</p> <p>4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第44条第1項関係、細目告示第122条第1項関係) 側方照射灯の灯光の色は、<u>白色</u>であること。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係)</u> <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</u> <u>法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又は同条第7項の規定に基づき装置の指定を受けたと見なされる側方照射灯(いわゆるEマークが付されたもの。)</u></p> <p>4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係) <u>側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。</u> <u>自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。</u> <u>側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。</u> <u>側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように</u></p>	<p>4 - 62 側方照射灯</p> <p>4 - 62 - 1 装備要件 自動車の両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項)</p> <p>4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第44条第1項関係、細目告示第122条第1項関係) 側方照射灯の灯光の色は、<u>白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係)</u></p> <p>4 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係) <u>側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。</u> <u>側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。</u> <u>側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。</u></p>

<p><u>取付けられていること。</u> <u>側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm以内となるように取付けられていること。</u> <u>側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から 1mまでの間にあること。</u> — (略) — (略) — (略) — (略)</p> <p><u>(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条第 4 項関係)</u> <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</u> <u>法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</u></p> <p>4 - 62 - 4 適用関係の整理 (1) 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 62 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 31 条第 2 項関係) (2) <u>及び に掲げる自動車については、4 - 62 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 31 条第 1 項関係)</u> <u>平成 21 年 3 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</u> <u>平成 27 年 3 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u></p> <p>4 - 62 - 5 従前規定の適用 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 2 項関係)</p> <p>4 - 62 - 5 - 1 装備要件 <u>4 - 62 - 6 - 1 に同じ。</u></p> <p>4 - 62 - 5 - 2 性能要件 <u>4 - 62 - 6 - 2 に同じ。</u></p> <p>4 - 62 - 5 - 3 取付要件 (1) 側方照射灯は、4 - 62 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基</p>	<p>— (略) — (略) — (略) — (略)</p> <p><u>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条第 4 項関係)</u></p> <p>4 - 62 - 4 適用関係の整理 (1) 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 62 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 31 条第 1 項関係)</p> <p>4 - 62 - 5 従前規定の適用 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 1 項関係)</p> <p>4 - 62 - 5 - 1 装備要件 <u>自動車の両側面の前部には、側方照射灯を 1 個ずつ備えることができる。</u></p> <p>4 - 62 - 5 - 2 性能要件 <u>(1) 側方照射灯は、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。</u> <u>側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</u> <u>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく損傷しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。</u></p> <p>4 - 62 - 5 - 3 取付要件 (1) 側方照射灯は、4 - 62 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基</p>
--	--

準に適合するよう取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

～ (略)

側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 62 - 6 従前規定の適用

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第1項関係)

平成21年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの

平成27年3月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの

4 - 62 - 6 - 1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

4 - 62 - 6 - 2 性能要件

(1) 側方照射灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく損傷したものでないこと。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

4 - 62 - 6 - 3 取付要件

(1) 側方照射灯は、4 - 62 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。

側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

準に適合するよう取付けられなければならない。

～ (略)

側方照射灯の取付部の構造は、 から に規定するほか、4 - 57 - 8 - 2 (1)の基準に準じたものであること。

(2) 側方照射灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、(1)の基準に適合しないものとする。

(3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 1 装備要件

自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項)

5 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第200条第1項関係)

側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

(略)

- (2) 次に掲げる側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係)

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又は同条第7項の規定に基づき装置の指定を受けたと見なされる側方照射灯(いわゆるEマークが付されたもの。)

5 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)

側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。

側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。

側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。(保安基準第33条の2第1項)

5 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第200条第1項関係)

側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

(略)

- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第2項関係)

5 - 62 - 3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)

側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第4項関係)

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

附 則(平成17年4月8日検査法人規程第1号)

この規程は、平成17年4月8日から施行する。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第4項関係)